

## りそな年金研究所

## 企業年金ノート

【本 題】 社会保障審議会（年金部会、企業年金・個人年部会）における議論の整理  
 および令和7年度税制改正の大綱における DC 拠出限度額の見直しについて ..... P1

**社会保障審議会（年金部会、企業年金・個人年部会）における議論の整理  
 および令和7年度税制改正の大綱における DC 拠出限度額の見直しについて**

### 1. はじめに

我が国の年金制度は、厚生労働省に設置されている『社会保障審議会年金部会（以下「年金部会」）』および『社会保障審議会企業年金・個人年金部会（以下「企個部会」）』において、社会情勢の変化などを含む様々な観点で議論され、おおむね5年ごとに改正されています。

前回の年金制度改正法<sup>(※1)</sup>は、令和2(2020)年6月5日に公布されていますので、本年度(令和7(2025)年度)が5年ごとの年金制度が改正される時期にあたります。

(※1) 正式名称は「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律」(令和2年法律第40号)です。

年金部会では令和6(2024)年12月25日に、企個部会では令和6(2024)年12月27日に、それぞれ議論の整理<sup>(※2)</sup>が公表されていますので、これらの内容に沿った年金制度改正が実施されることになるものと考えられます。

(※2) 正式名称は「社会保障審議会年金部会における議論の整理」および「社会保障審議会企業年金・個人年金部会における議論の整理」であり、それぞれ、以下の URL からダウンロードできます。

年金部会の議論の整理の URL : [https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_20241225.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_20241225.html)

企個部会の議論の整理の URL : [https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_48235.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_48235.html)

そこで、今回は、年金部会および企個部会での議論の整理の概要を紹介するとともに、令和6(2024)年12月27日に閣議決定され、同日付で財務省のウェブサイトで公表された「令和7年度税制改正の大綱」<sup>(※3)</sup>に記載されている事項のうち、確定拠出年金(以下「DC」)の拠出限度額の見直しの概要を紹介することとします。

(※3) 「令和7年度税制改正の大綱」は、財務省のウェブサイト(以下の URL)からダウンロードすることができます。

[https://www.mof.go.jp/tax\\_policy/tax\\_reform/outline/fy2025/07taikou\\_gaiyou.htm](https://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2025/07taikou_gaiyou.htm)

### 2. 年金部会および企個部会における議論の整理から次期年金制度改正法成立までの流れ

我が国の公的年金(国民年金・厚生年金保険)は5年ごとに財政検証が実施され、併せて年金制度見直しの効果や要否の検討に資するオプション試算も行われています。この財政検証によって、将来にわたって給付水準が適正かを検証し、社会経済情勢等も勘案のうえ、公的年金制度の見直しにつながるものです。

昨年度(令和6(2024)年度)が5年ごとの財政検証の時期であり、厚生労働省は、令和6(2024)年7月3日にその検証結果<sup>(※4)</sup>を公表しました。

(※4) 正式名称は「国民年金及び厚生年金に係る財政の現況及び見直し - 令和6(2024)年財政検証結果 - 」であり、厚生労働省のウェブサイト(以下の URL)からダウンロードすることができます。

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/nenkin/nenkin/zaisei-kensyo/index.html>

次期年金制度改正のうち、公的年金に関する部分については、年金部会における議論の整理（1頁の※2）の内容を踏まえて、私的年金（企業年金や個人年金など）に関する部分については、企個部会における議論の整理（1頁の※2）の内容を踏まえて、それぞれ実施されることになると考えられます。

前回の年金制度改正時の年金部会と企個部会における議論の整理が公表された時期と、年金制度改正法案が国会に提出された時期、同法が公布された時期を【図表1】にまとめました。

【図表1】年金制度改正に関するスケジュールについての前回との比較（2025/3/末時点）

年金制度改正法公布までの過程	前回	今回
公的年金の財政検証の結果の公表	令和元（2019）年8月27日	令和6（2024）年7月3日
年金部会における議論の整理	令和元（2019）年12月27日	令和6（2024）年12月25日
企個部会における議論の整理	令和元（2019）年12月25日	令和6（2024）年12月27日
厚生労働省による国会への法案提出	令和2（2020）年3月3日	未定
年金制度改正法の公布	令和2（2020）年6月5日	未定

（出所）厚生労働省がウェブサイト公表している資料や官報等を基に、りそな年金研究所作成。

年金部会と企個部会における議論の整理の公表時期までは、前回の年金制度改正時と同様のスケジュールで推移していました。国会への法案提出時期が前回と比較すると、少し遅れているというのが現状ですが、年金部会と企個部会における議論の整理に沿って、次期制度改正が実施されると考えられますので、それらの議論の整理の概要を紹介することとします。

### 3. 年金部会による議論の整理の概要

令和6（2024）年12月25日に公表された年金部会による議論の整理の概要を【図表2】にまとめました。ただし、ここで紹介している内容は、「継続検討とすること」や「将来的な課題」と整理されているものも含んでいますので、すべてが次期年金制度改正法案に織り込まれるというわけではないことをご理解いただければと思います。

【図表2】年金部会の議論の整理に記載されている概要

項目	概要
被保険者の適用拡大	・現在、厚生年金保険の適用範囲から除外されている個人事業主に雇用されている者の一部を強制的に被保険者とする 等
第3号被保険者関連	・いわゆる「106万円の壁」と言われている規制の見直し 等
在職老齢年金制度	・賃金と年金の合計額で決まる支給停止の基準額（現状：50万円）の見直し（引上げ） 等
標準報酬月額の上限	・標準報酬月額の上限度額（現状：65万円）の見直し（引上げ） 等
基礎年金のマクロ経済スライド	・基礎年金のマクロ経済スライドによる給付調整（現状：令和39（2057）年で調整終了予定）終了時期の前倒し 等
遺族厚生年金	・男女で異なる給付期間の見直し 等
子に係る加算	・遺族年金に関する子に係る加算の見直し（増額）、遺族年金以外の給付に関する子に係る加算の拡大 等
その他	・障害年金の支給要件の見直し ・国民年金の納付猶予制度の時限措置の延長 ・任意加入の特例（高齢任意加入）に係る措置の延長 ・離婚時分割の請求期限の伸長 ・遺族厚生年金受給権者の老齢年金の繰下げ申出制度の新設 ・外国人に係る脱退一時金制度の見直し 等

（出所）令和6（2024）年12月25日に公表された年金部会による議論の整理（1頁の※2）を基に、りそな年金研究所作成。

今後、厚生労働省から国会に提出されることとなる年金制度改正法案のうち、公的年金に係る部分は、【図表2】に掲げる内容に沿ったものになると考えられますが、実際に法案が国会に提出された際に、改めてその概要をご案内させていただくこととします。

また、この法案が国会に提出された後、国会での議論によって、中身が見直されることもありますので、ご承知おきいただければと思います。

#### 4. 企個別による議論の整理の概要

令和6(2024)年12月27日に公表された企個別による議論の整理の概要を【図表3】にまとめました。ただし、ここで紹介している内容は、「継続検討とすること」や「将来的な課題」と整理されているものも含んでいますので、すべてが次期年金制度改正法案に織り込まれるというわけではないことをご理解いただければと思います。

【図表3】企個別の議論の整理に記載されている概要

項目	概要
iDeCoの加入可能年齢	・条件つきで70歳まで(現状:65歳まで)加入可能に等
DCの拠出限度額	・企業型DC、iDeCoともに引上げ等
企業型DCのマッチング拠出	・事業主掛金額以下とされている規制の見直し等
中小企業の私的年金の活用	・総合型DCの制度上の位置づけの明確化等
企業年金の「見える」化	・「運用」の「見える」化 ・「拠出」や「給付」の「見える」化等
DBの運用力の向上	・スチュワードシップ活動の実質化 ・アセットオーナー・プリンシプルの受入拡大 ・労使コミュニケーションの強化等
DBの制度設計	・定年延長時の給付減額基準の見直し等
DCの運用の方法の選定	・継続投資教育の充実 ・DC加入者による適切な商品選択や未指図対策のための情報提供等
その他	・運用期間中の特別法人税のあり方(現状:凍結中)の検討 ・制度間の資産移換(ポータビリティ)の拡充 ・金融経済教育推進機構(J-FLEC)等との連携による普及促進 ・いわゆる「選択制DB」「選択制DC」の導入の際の労使協議の際に活用する資料の充実 ・新たな自動移換者(60歳未満で企業型DC加入者の資格を喪失する者であって、資格喪失から6か月以内にiDeCo等への移換手続きを行わない者)の発生を抑制する取組 ・DCの中途引出しの対象の拡大等

(出所) 令和6(2024)年12月27日に公表された企個別による議論の整理(1頁の※2)を基に、リそな年金研究所作成。

今後、厚生労働省から国会に提出されることとなる年金制度改正法案のうち、私的年金に係る部分は、【図表3】に掲げる内容に沿ったものになると考えられますが、実際に法案が国会に提出された際に、改めてその概要をご案内させていただくこととします。

また、この法案が国会に提出された後、国会での議論によって、中身が見直されることもありますので、ご承知おきいただければと思います。

ここまでは、『3. 年金部会による議論の整理の概要』で説明した内容と同様なのですが、【図表3】の「DCの拠出限度額」の見直しについては、企個部会による議論の整理の他に、令和6（2024）年12月27日に財務省のウェブサイトで公表された「令和7年度税制改正の大綱」<sup>（1頁の※3）</sup>に記載されている内容についても法令改正に織り込まれるものと考えられます。

なお、現在の「DCの拠出限度額」については、法律<sup>（※5）</sup>には「政令で定める額」とされており、具体的な金額は、政令<sup>（※6）</sup>に定められていますので、次期年金制度改革法案が国会に提出されたとしても、法案そのものには具体的な金額は記載されないものと考えられます。

（※5）「企業型DCの拠出限度額」は「DC法（確定拠出年金法）第20条」、「iDeCoの拠出限度額」は「DC法第69条」

（※6）「企業型DCの拠出限度額」は「DC法施行令（確定拠出年金法施行令）第11条および第11条の2」、「iDeCoの拠出限度額」は「DC法施行令第36条および第36条の2」

## 5. DCの拠出限度額の見直し

### （1）DC法施行時から現在までのDCの拠出限度額の推移

DC法の施行日である平成13（2001）年10月1日から現在（令和7（2025）年3月31日時点）までのDCの拠出限度額については、「企業年金ノート」の2021年5月号（No.637）および2024年10月号（No.678）で詳細に解説していますので参照いただきたいのですが、企業型DCの拠出限度額<sup>（※7）</sup>とiDeCoの拠出限度額の変遷を、それぞれ【図表4】【図表5】としてまとめました。

（※7）事業主掛金の拠出限度額のこと。ただし、マッチング拠出導入の場合であって加入者掛金を拠出している場合は事業主掛金と加入者掛金の合算額が対象となります。

【図表4】企業型DCの拠出限度額（月額）の現在（令和7（2025）年3月31日時点）までの変遷

期間	企業型DCの拠出限度額（月額） <sup>（注4-1）</sup>			
	DB（確定給付企業年金）に加入		DBに非加入	
2001/10～2004/09	18,000円		36,000円	
2004/10～2009/12	23,000円		46,000円	
2010/01～2014/09	25,500円		51,000円	
2014/10～2016/12	27,500円		55,000円	
2017/01～2022/09	企業型DC規約のiDeCo併用規定 <sup>（注4-2）</sup>			
	あり	なし	あり	なし
	15,500円	27,500円	35,000円	55,000円
2022/10～2024/11	27,500円		55,000円	
2024/12～	55,000円		他制度掛金相当額 <sup>（注4-3）</sup>	

（注4-1）平成24（2012）年1月から可能となったマッチング拠出導入済の場合は、事業主掛金と加入者掛金の合計額です。

（注4-2）企業型DC加入者がiDeCo加入者となることできるようになった平成29（2017）年1月以降、令和4（2022）年9月までは企業型DC規約にiDeCo併用規定がないとiDeCoに加入することができませんでした（令和4（2022）年10月1日を施行日とする法令改正でこの規制はなくなっています）。

（注4-3）「他制度掛金相当額」とは、DC法施行令第11条第2号に定められている用語であり、確定拠出年金における他制度掛金相当額及び共済掛金相当額の算定に関する省令（令和3年厚生労働省令第150号）に基づいて算定されるものであり、DB規約に定めることが必要とされているものです。なお、確定拠出年金法施行令及び公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部を改正する政令（令和3年政令第244号）附則第2項の定めにより、「DBの規約変更（財政再計算を伴う給付設計の変更）」または「企業型DCの規約変更（掛金についての変更）」を実施するまでの企業型DCの拠出限度額については、「55,000円－他制度掛金相当額」ではなく、「27,500円」とする経過措置（以下「企業型DCの事業主掛金に係る経過措置」）が設けられています。

（出所）法令等を基に、りそな年金研究所作成。

【図表5】iDeCoの拠出限度額（月額）の現在(令和7(2025)年3月31日時点)までの変遷

時期	第1号被保険者 (自営業者等)	第2号被保険者（会社員等）				第2号被保険者 (公務員等)	第3号被保険者 (専業主婦(夫)等)
		企業年金加入状況					
		非加入	企業型DCのみ	企業型DC/DB等	DB等のみ		
2001/10～2004/09	68,000円 (注5-1)	15,000円	加入不可	加入不可	加入不可	加入不可	加入不可
2004/10～2009/12		18,000円					
2010/01～2016/12		23,000円	20,000円 (注5-3)	12,000円 (注5-3)	12,000円	12,000円	23,000円
2017/01～2018/04							
2018/05～2022/09		23,000円 (注5-2)	20,000円 (注5-4)	12,000円 (注5-5)	20,000円 (注5-7)	20,000円 (注5-8)	
2022/10～2024/11				12,000円 (注5-5)			
2024/12～				20,000円 (注5-6)			

(注5-1) 国民年金基金や付加年金に加入の場合は、国民年金基金への掛金や付加保険料との合算額です。

(注5-2) 労使合意で「iDeCo+」(平成30(2018)年5月から可能となった中小事業主掛金納付制度)導入済の場合は、中小事業主掛金との合算額です。

(注5-3) 企業型DC加入者がiDeCo加入者となるできるようになった平成29(2017)年1月以降、令和4(2022)年9月までは企業型DC規約にiDeCo併用規定がないとiDeCoに加入することができませんでした(令和4(2022)年10月1日を施行日とする法令改正でこの規制はなくなっています)。

(注5-4) 企業型DCの事業主掛金額が「35,000円」超の場合は、「55,000円から事業主掛金額を控除した額」です。

(注5-5) 企業型DCの事業主掛金額が「15,500円」超の場合は、「27,500円から事業主掛金額を控除した額」です。

(注5-6) 企業型DCの事業主掛金額とDB等に係る他制度掛金相当額(【図表4】の(注4-3)参照)の合算額が「35,000円」超の場合は、「55,000円から事業主掛金額とDB等に係る他制度掛金相当額の合算額を控除した額」です。

(注5-7) DB等に係る他制度掛金相当額が「35,000円」超の場合は、「55,000円からDB等に係る他制度掛金相当額を控除した額」です。

(注5-8) 法令上は、共済に係る他制度掛金相当額が「35,000円」超の場合は、「55,000円から共済に係る他制度掛金相当額を控除した額」であるが、2024/12/1時点の他制度掛金相当額は「35,000円」以下(国家公務員共済と地方公務員共済は「8,000円」、私学共済は「7,000円」、石炭鉱業年金基金は「9,000円」)であるため、iDeCoの拠出限度額は「月20,000円」です。ただし、私学共済の加入者であって、事業主が企業型DCを実施している場合は、企業型DCの事業主掛金額と私学共済に係る他制度掛金相当額(2024/12/1時点で「7,000円」)の合算額が「35,000円」超の場合は、「55,000円から企業型DC事業主の掛金額と共済に係る他制度掛金相当額の合算額を控除した額」です。

(出所) 法令等を基に、りそな年金研究所作成。

## (2) 「令和7年度税制改正の大綱」で示されたDC拠出限度額見直しの内容

令和6(2024)年12月27日に閣議決定され、同日付で財務省のウェブサイトで公表された「令和7年度税制改正の大綱」(1頁の※3)に記載されている事項のうち、DCの拠出限度額に見直しに係る部分については、【図表6】の通り、令和6(2024)年12月26日に開催された第39回「社保審企個部会」の参考資料1の1ページに「1 大綱の概要」「2 制度の内容」として掲載されています。

ただし、「令和7年度税制改正の大綱」には、DC拠出限度額の見直しが行われる日(法令改正施行日)や、「企業型DCの事業主掛金に係る経過措置」(【図表4】の(注4-3)参照)がどのように扱われることとなるのかについては記載されていません。これらのことについても、明らかになりしだい、改めてご案内させていただくこととします。

【図表6】「令和7年度税制改正の大綱」で示された DC 拠出限度額見直しの内容

## 令和7年度税制改正における企業年金・個人年金制度の見直しについて

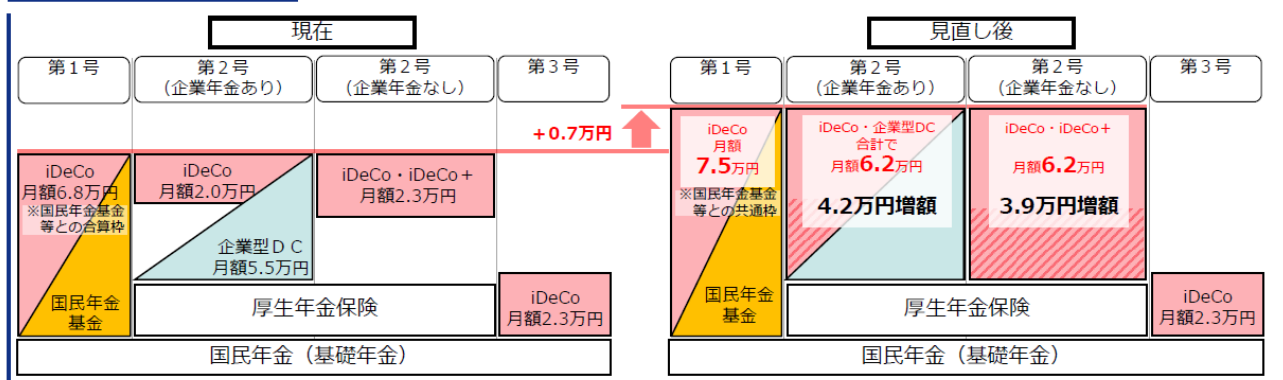
### 1 大綱の概要

確定拠出年金法等の改正を前提に、企業型確定拠出年金（企業型DC）・個人型確定拠出年金（iDeCo）等の拠出限度額の引上げやiDeCoの加入可能年齢の引上げ等の見直しが行われた後も、現行の税制上の措置を適用する。

（主な見直し内容）

- 第2号被保険者の企業型DCの拠出限度額を月額6.2万円に引き上げる（現行：月額5.5万円）。
- 第2号被保険者のiDeCoの拠出限度額を月額6.2万円に引き上げる（現行：月額2.0万円又は2.3万円）。
- 第1号被保険者の拠出限度額（iDeCoと国民年金基金で共通）を月額7.5万円に引き上げる（現行：月額6.8万円）。
- iDeCoについて、60歳以上70歳未満であって現行の個人型確定拠出年金に加入できない者のうち、個人型確定拠出年金の加入者・運用指図者であった者又は私的年金の資産を個人型確定拠出年金に移換できる者であって、老齢基礎年金及び個人型確定拠出年金の老齢給付金を受給していない者を新たに制度の対象とすることとし、その拠出限度額を月額6.2万円とする。
- 企業型DCのマッチング拠出について、加入者掛金の額が事業主掛金の額を超えることができないとする要件を廃止する。

### 2 制度の内容



（出所）第39回「社保審企個部会」の参考資料1の1頁

### (3) DC の拠出限度額への影響

「令和7年度税制改正の大綱」で示された DC 拠出限度額の見直しが行われる日（法令改正施行予定日）以降の企業型 DC の拠出限度額<sup>（4頁の※7）</sup>と iDeCo の拠出限度額について、【図表4】【図表5】の続きとして、それぞれ【図表7】【図表8】としてまとめました。

【図表7】企業型 DC の拠出限度額（月額）の現在と法令改正施行予定日以降の比較

期間	企業型 DC の拠出限度額（月額）（注7-1）	
	DB に加入	DB に非加入
2024/12/1～ 法令改正施行予定日	55,000 円 — 他制度掛金相当額（【図表4】の（注4-3））	55,000 円
法令改正施行予定日～	62,000 円 — 他制度掛金相当額（注7-2）	62,000 円

（注7-1）平成24（2012）年1月から可能となったマッチング拠出導入済の場合は、事業主掛金と加入者掛金の合計額のことですが、「法令改正施行予定日」までの「加入者掛金」は「事業主掛金」以下とする必要があったところ、「令和7年度税制改正の大綱」ではこの要件が撤廃されることとなっています。

（注7-2）「企業型DCの事業主掛金に係る経過措置」（【図表4】の（注4-3）参照）がどのように扱われるのかは未定です。

（出所）「令和7年度税制改正の大綱」（3頁の※4）を基に、リそな年金研究所作成。

【図表8】iDeCoの拠出限度額（月額）の現在と法令改正施行予定日以降の比較

時期	第1号被保険者 (自営業者等)	第2号被保険者(会社員等)				第2号被保険者 (公務員等)	第3号被保険者 (専業主婦(夫)等)
		企業年金加入状況					
		非加入	企業型DCのみ	企業型DC/DB等	DB等のみ		
2024/12 ～法令改正 施行予定日	68,000円 【図表5】の (注5-1)	23,000円 【図表5】の (注5-2)	20,000円 【図表5】の (注5-4)	20,000円 【図表5】の (注5-6)	20,000円 【図表5】の (注5-7)	20,000円 【図表5】の (注5-8)	23,000円
法令改正 施行予定日 ～	75,000円 【図表5】の (注5-1)	62,000円 【図表5】の (注5-2)	「62,000円」 から 「事業主掛金」 を控除した額	「62,000円」 から 『事業主掛金』 と「他制度掛金相 当額」の合算額 を控除した額	「62,000円」 から 「他制度掛金相 当額」を控除し た額 (注8-1)	「62,000円」 から 「他制度掛金相 当額」を控除し た額 (注8-1)	同上 (注8-2)

(注8-1) 2024/12時点の他制度掛金相当額は、国家公務員共済と地方公務員共済は「8,000円」、私学共済は「7,000円」、石炭鉱業年金基金は「9,000円」です。ただし、私学共済の加入者であって、事業主が企業型DCを実施している場合は、「62,000円」から「企業型DCの事業主掛金額と私学共済に係る他制度掛金相当額(2024/12/1時点で「7,000円」)の合算額」を控除した額となります。

(注8-2) 「令和7年度税制改正の大綱」(1頁の※3)には、第3号被保険者のiDeCoの拠出限度額についての記載はありません。

(出所) 「令和7年度税制改正の大綱」(1頁の※3)を基に、リそな年金研究所作成。

#### (4) 事例の紹介

ここからは、「法令改正施行予定日」前後でDCの拠出限度額がどのように変更となるのか、いくつかの事例を紹介することとします。

##### (ア) 第1号被保険者

「国民年金基金」や「付加年金」に加入していない場合、第1号被保険者のiDeCoの拠出限度額(月額)は「68,000円」から「75,000円」に「7,000円」引き上がります。(「国民年金基金」に加入していた場合であっても、iDeCoの拠出限度額(月額)は「7,000円」引き上がります。)

仮に拠出限度額いっぱいまで拠出していた場合、年間で「84,000円」が新たに非課税となるということです。

##### (イ) 第2号被保険者(会社員等)のうち、企業年金(DBや企業型DC)に非加入の者

事業主が「iDeCo+」(【図表5】の(注5-2)参照)を実施していない場合のiDeCoの拠出限度額(月額)は「23,000円」から「62,000円」に「39,000円」引き上がります。(事業主が「iDeCo+」を実施している場合であっても、iDeCoの拠出限度額(月額)は「39,000円」引き上がります。)

仮に拠出限度額いっぱいまで拠出していた場合、年間で「468,000円」が新たに非課税となるということです。

##### (ウ) 第2号被保険者(会社員等)のうち、企業型DCの加入者であってDBの加入者でない者

###### (ウ) -① 企業型DCの事業主掛金

マッチング拠出を導入していない場合の企業型DCの事業主掛金の拠出限度額(月額)は「55,000円」から「62,000円」に「7,000円」引き上がります。

仮に拠出限度額いっぱいまで拠出していた場合、年間で「84,000円」が新たに非課税となるということです。

###### (ウ) -② iDeCoの掛金

企業型DCの事業主掛金額(月額)が35,000円以下の場合、iDeCoの拠出限度額(月額)は「20,000円」から「62,000円から事業主掛金額を控除した額」に引き上がります。

仮に、企業型DCの事業主掛金額(月額)が「1,000円」の場合であってiDeCo拠出限度額いっぱい(「20,000円」)を拠出していた場合、iDeCoの掛金額は月額で「61,000円」に増額する(「41,000円」の増額)ことが可能なため、年間で「492,000円」が新たに非課税となるということです。

## (エ) 第2号被保険者(会社員等)のうち、企業型 DC および DB 両方の加入者である者

### (エ) -① 企業型 DC の事業主掛金

マッチング拠出を導入していない場合の企業型 DC の事業主掛金の拠出限度額(月額)は「55,000 円 - 他制度掛金相当額」から「62,000 円 - 他制度掛金相当額」に「7,000 円」引き上がります。

仮に拠出限度額いっぱいまで拠出していた場合、年間で「84,000 円」が新たに非課税となるということです。

### (エ) -② iDeCo の掛金

企業型 DC の事業主掛金額(月額)と DB に係る他制度掛金相当額の合算額が 35,000 円以下の場合、iDeCo の拠出限度額(月額)は『20,000 円』から『62,000 円』から「企業型 DC の事業主掛金額と DB に係る他制度掛金相当額を合算した額」を控除した額』に引き上がります。

仮に、企業型 DC の事業主掛金額(月額)と DB に係る他制度掛金相当額の合算額が「11,000 円」の場合であって iDeCo 拠出限度額いっぱい(「20,000 円」)を拠出していた場合、iDeCo の掛金額は月額で「51,000 円」に増額する(「31,000 円」の増額)ことが可能なので、年間で「372,000 円」が新たに非課税となるということです。

## (オ) 第2号被保険者(会社員等)のうち、DB の加入者であって企業型 DC の加入者でない者

DB に係る他制度掛金相当額が 35,000 円以下の場合、iDeCo の拠出限度額(月額)は『20,000 円』から『62,000 円』から「DB に係る他制度掛金相当額」を控除した額』に引き上がります。

仮に、DB に係る他制度掛金相当額が「10,000 円」の場合であって iDeCo 拠出限度額いっぱい(「20,000 円」)を拠出していた場合、iDeCo の掛金額は月額で「52,000 円」に増額する(「32,000 円」の増額)ことが可能なので、年間で「384,000 円」が新たに非課税となるということです。

## (カ) 第2号被保険者(公務員等)のうち、企業型 DC の加入者でない者

2024/12 時点の各共済に係る他制度掛金相当額は、国家公務員共済と地方公務員共済は「8,000 円」、私学共済は「7,000 円」、石炭鉱業年金基金は「9,000 円」なので、公務員等の iDeCo の拠出限度額(月額)は『20,000 円』から『62,000 円』から「共済に係る他制度掛金相当額」を控除した額』に引き上がります。(国家公務員と地方公務員の場合、iDeCo の拠出限度額(月額)は「20,000 円」から「54,000 円」に引き上がることになります。)

仮に、国家公務員や地方公務員が iDeCo 拠出限度額いっぱい(「20,000 円」)を拠出していた場合、iDeCo の掛金額は月額で「54,000 円」に増額する(「34,000 円」の増額)ことが可能なので、年間で「408,000 円」が新たに非課税となるということです。

## 6. おわりに

今回紹介させていただいた年金部会および企個部会における議論の整理や、DC 拠出限度額の見直しの内容については、企業年金の制度運営に直接影響を及ぼすものもあれば、そうでないものもありますが、年金制度全般がどのように変更されることになるのかについて知っておくことは有用であると考えています。

また、実際に年金制度改正法が公布される段階では、どの項目がいつから施行となるのかについては、未定となるもの<sup>(※8)</sup>もあると考えられます。そういった内容も含めて、次期年金制度改正法の内容が明確になりしだい、改めてご案内させていただくこととします。

(※8) 国会で決議され、官報に公布されることとなる法律の附則に施行日も定められるのですが、「令和〇年〇月〇日」と具体的な日付が明記されるものもあれば、「公布の日から起算して〇月を超えない範囲内において政令で定める日」というように具体的な日付が明記されないものもあります。

(りそな年金研究所 出口 衛)

※今月号の「りそなコラム」は、都合により休載させていただきます。

企業年金ノート 2025(令和7)年4月号 No.684

編集・発行: 株式会社りそな銀行 信託年金企画部 りそな年金研究所

〒540-8610 大阪府大阪市中央区備後町2-2-1

TEL: 06-6268-1750 E-mail: Pension.Research@resonabank.co.jp

 りそな銀行  
RESONA

りそな銀行(企業年金・iDeCo のお客さま): <https://www.resonabank.co.jp/nenkin/index.html>

りそな企業年金ネットワーク: <https://resona-nenkin.my.salesforce-sites.com>